

令和 3 年度 飯塚市コミュニティ交通運行事業者等の選定について

(1) 契約期間について

コミュニティ交通体系再編スケジュールの変更により、従来のような事業者との3年間の基本協定締結及びそれに基づく各年度の契約締結の手続きを行わず、令和3年度（単年度）のみの委託契約を締結する。

(2) 事業者の選定方法について

	変更前 (H30年度～R2年度運行分)	変更後（案） (R3年度運行分)
コミュニティバス 運行业務委託	プロポーザル	プロポーザル
予約乗合タクシー 受付業務委託	プロポーザル	プロポーザル
予約乗合タクシー 運行业務委託	指名競争入札	プロポーザル

令和2年度分まで予約乗合タクシー運行业務は指名競争入札により事業者を選定していたが、今回（令和3年度分）は事業者選定に係る国土交通省のガイドライン（次ページ参照）に基づき、プロポーザル方式により選定することとする。

(3) プロポーザル方式による事業者選考方法について

以前は補助金制度活用のため「飯塚市地域公共交通協議会」が運行主体（契約者）となっていたことから、協議会委員で構成された選考委員会で事業者の選定を行ってきた経緯があった。しかし、現在は補助金の制度が改正され、運行主体（契約者）は「飯塚市」となっていることから、事業者選定は市で組織する選考委員会で行うこととする。

国土交通省「コミュニティバスの導入に関するガイドライン（抜粋）」

1. 目的

本ガイドラインは、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」に定めるもののほか、市町村等がコミュニティバスを導入する際の留意すべき事項を定めることによって、地域住民にとって便利で効率的な地域交通ネットワークの構築に寄与することを目的とする

2. コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

3. コミュニティバスの導入に際し留意すべき事項

（ 中略 ）

(5) 市町村等が運行を委託する場合における運行主体の選定方法

運行を委託する場合の運行主体（一般乗合旅客自動車運送事業者）の選定にあたっては、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的に評価することが重要である。

総合的に評価する際の評価項目及び評価要素の例は以下のとおりである。評価にあたっての各項目の比重については、運行経費に偏ることのないようにすべきであり、とりわけ運行の安全性には十分な配慮が必要である。

- ① 運行経費
- ② 収益拡大策
- ③ 運行の安全性
- ④ 利用者の利便性
- ⑤ 環境への配慮
- ⑥ 緊急時の対応能力